

令和6年度農業者年金業務に係る個人情報保護対策等に関する管理状況等調査結果（概要・対策等）

本調査は、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）の「個人情報保護管理規程」第9の16に基づき、農業者年金業務を受託している業務受託機関（以下「受託機関」という。）に対し、令和7年1月1日現在の農業者年金業務に係る個人情報関係書類の管理及び情報セキュリティ対策の状況等を確認することを目的として実施しました。

併せて、農業者年金記録管理システム（以下「システム」という。）の利用促進、利用状況等の把握のため、過去1年間（令和6年1月1日～令和6年12月31日、以下同じ。）のシステム利用状況のほか、過去1年間にシステムを利用しなかった受託機関にはその理由等を調査しました。

基金では、本年度及び過去の調査結果を分析し、個人情報関係書類の管理及び情報セキュリティ対策等が著しく不適切な受託機関に対して、ヒアリングやフォローアップ調査等を実施し、改善を図っていきます。

（※なお、一部未回答等により調査結果の回答数が一律でない、あるいは合計が100%とならない場合等があります。）

【参考 独立行政法人農業者年金基金個人情報保護管理規程（抜粋）（平成17年3月17日）】

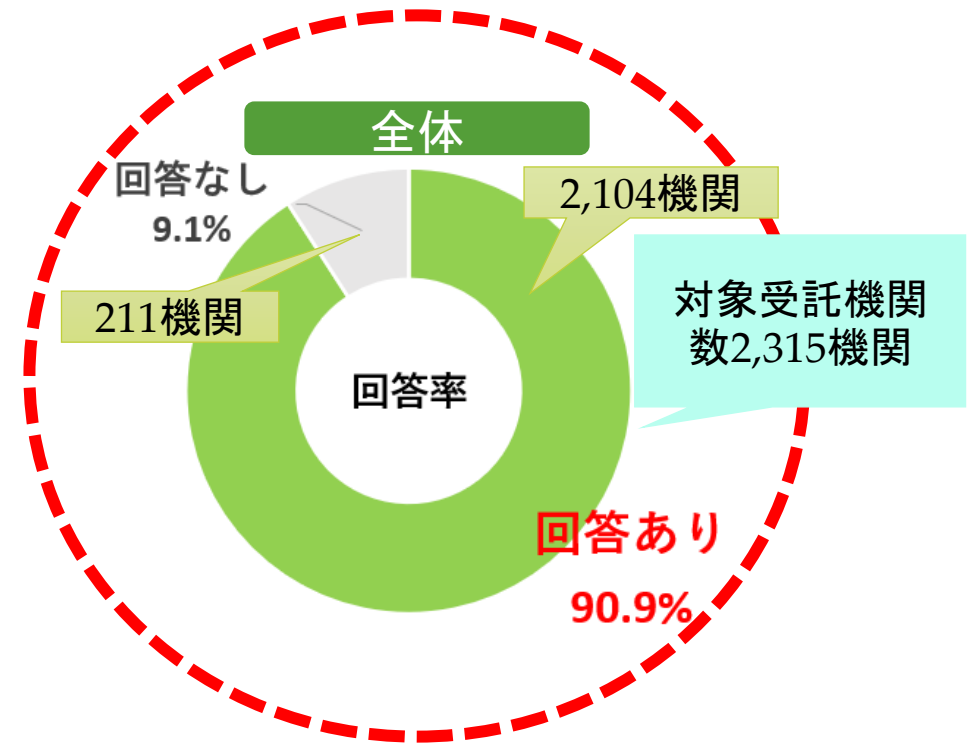
第9 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

16 副総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、実地検査その他の適切な方法により確認する。

I 回答状況及び農業者年金記録管理システムの利用等について

1 回答状況（調査対象受託機関数・回答率）

	A 調査対象 機関数	B 回答数	C 回答率
農業委員会	1,708	1,533	89.8%
J A	518	488	94.2%
農業会議	47	43	91.5%
中央会	42	40	95.2%
計	2,315	2,104	90.9%



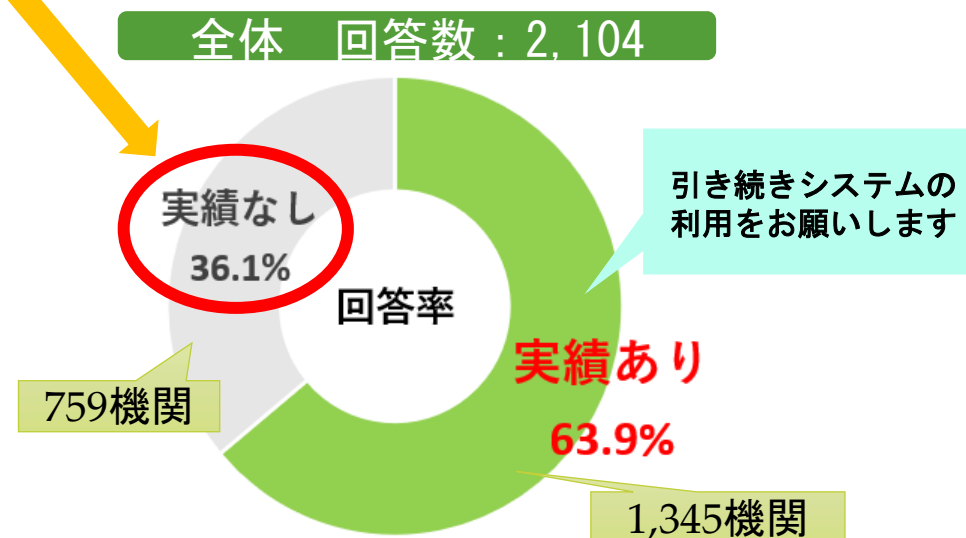
※支所等毎に複数回答のあったJ Aについては、本所（本店等）の回答を代表して集計。

調査対象である2,315の受託機関のうち、2,104機関（回答率90.9%）から回答がありました。

2 過去1年間（R6.1.1～R6.12.31）のシステム利用の実績の有無

	B 回答数	B「回答数」のうち、 過去1年にシステムの 利用実績あり		B「回答数」のうち、 過去1年にシステムの 利用実績なし	
農業委員会	1,533	884	57.7%	649	42.3%
J A	488	400	82.0%	88	18.0%
農業会議	43	41	95.3%	2	4.7%
中央会	40	20	50.0%	20	50.0%
計	2,104	1,345	63.9%	759	36.1%

システムにはメリットがたくさんありますので
ぜひご利用してください！

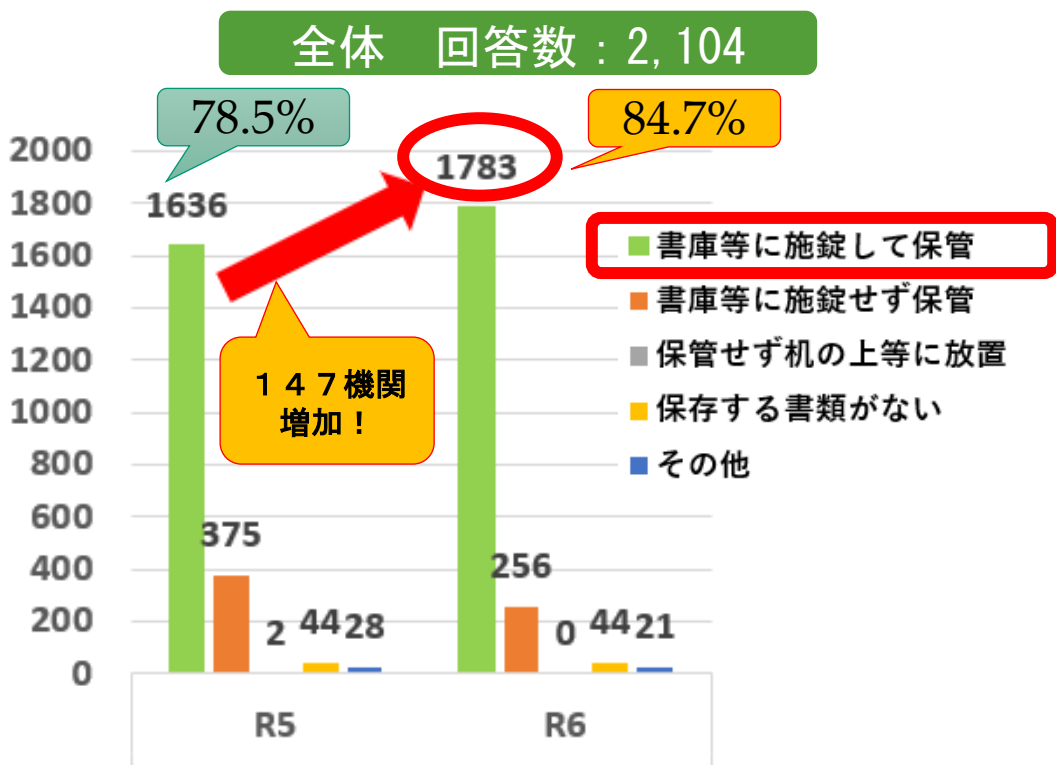


回答があった2,104機関のうち、1,345機関(63.9%)が
過去1年間にシステムの利用実績があり、農業委員
会は884受託機関(57.7%)、JAは400受託機関(82.0%)
が利用していました。

Ⅱ 個人情報保護対策について

1 個人情報記載された書類の保管方法

	調査年	回答数	①書庫等に 施錠して保管	②書庫等に 施錠せず保管	③保管せず 机の上等に放 置	④保存する 書類がない	⑤その他
農業委員会	R6	1,533	1,248 81.4%	253 16.5%	0 0.0%	17 1.1%	15 1.0%
	R5	1,490	1,084 72.8%	364 24.4%	2 0.1%	17 1.1%	23 1.5%
J A	R6	488	480 98.4%	3 0.6%	0 0.0%	2 0.4%	3 0.6%
	R5	512	500 97.7%	9 1.8%	0 0.0%	0 0.0%	3 0.6%
農業会議	R6	43	28 65.1%	0 0.0%	0 0.0%	13 30.2%	2 4.7%
	R5	43	27 62.8%	2 4.7%	0 0.0%	13 30.2%	1 2.3%
中央会	R6	40	27 67.5%	0 0.0%	0 0.0%	12 30.0%	1 2.5%
	R5	40	25 62.5%	0 0.0%	0 0.0%	14 35.0%	1 2.5%
計	R6	2,104	1,783 84.7%	256 12.2%	0 0.0%	44 2.1%	21 1.0%
	R5	2,085	1,636 78.5%	375 18.0%	2 0.1%	44 2.1%	28 1.3%



令和5年度（前回分）調査に比べ、「①書庫等に施錠して保管している」と回答した受託機関が6%超（147機関）増加しており、個人情報の取扱いに関する意識の向上が見られました。

2 個人情報記載された書類の保管方法（注意喚起）



なぜ書庫等に施錠・保管しなければならないのか？

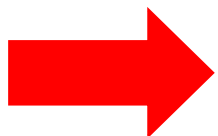
個人情報記載された書類を書庫等に施錠・保管しなければ、書類の紛失、個人情報の漏えい等のリスクが高まります。

「⑤その他」として、「退勤時に執務室やフロア等自体を施錠している」旨の回答がありましたが、この対策は、部外者に対する書類盗難対策に過ぎず、受託機関の内部犯行への対策にはなっていません。



紛失、漏えい等が発生したらどうなる？

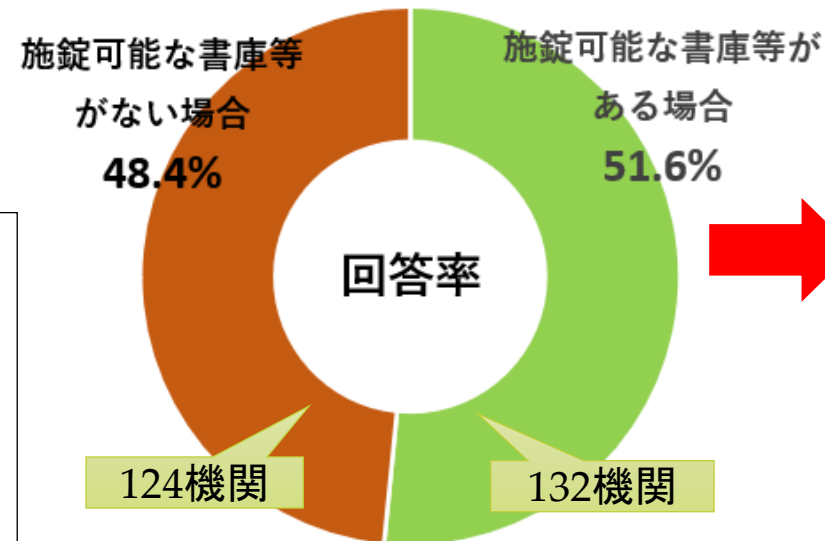
書類の紛失、個人情報の漏えい等が発生した場合には、個人の権利や利益が侵害される恐れがあるとともに、農業者年金制度のみならず、個人情報の漏えい等の事案を起こした組織の信頼と信用が損なわれます。



紛失、漏えい等が発生しないよう、日頃から書庫等に施錠して保管するようお願いします。

3 1 及び 2 で「②書庫等に施錠せず保管している」又は「③保管せず机の上等に放置している」と回答した受託機関のうち、施錠可能な書庫等の有無

全体 回答数：256



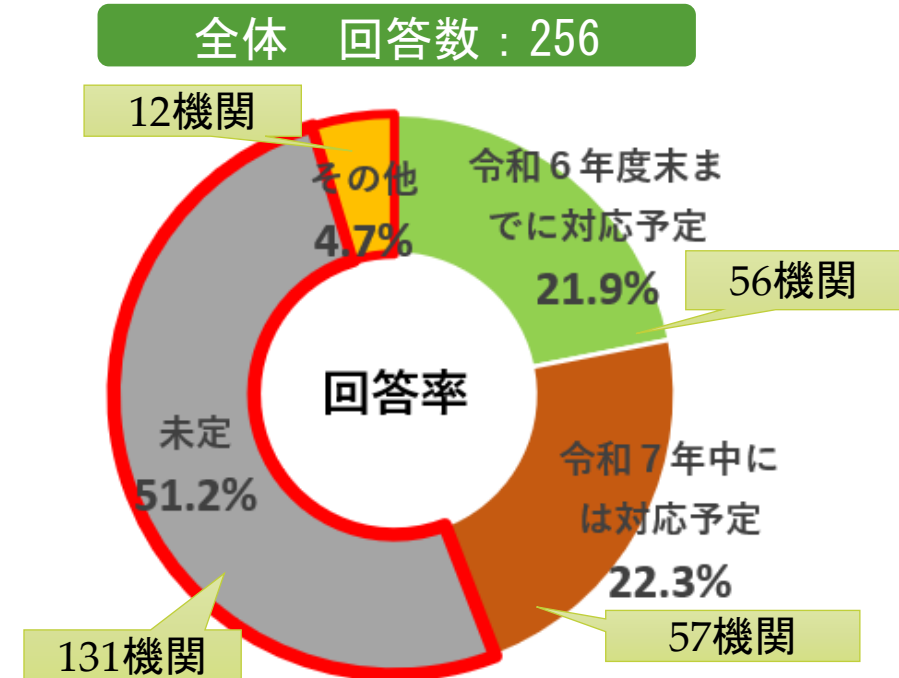
書類をその書庫等に
施錠して保管してください。

施錠可能な**書庫等の購入**
を検討してください。
農業者年金業務委託手数料で
購入することもできます。

	回答数	①施錠可能な 書庫等がある	②施錠可能な 書庫等がない
農業委員会	253	130 51.4%	123 48.6%
J A	3	2 66.7%	1 33.3%
農業会議	0	-	-
中央会	0	-	-
計	256	132 51.6%	124 48.4%

4 1 及び 2 で「②書庫等に施錠せず保管している」又は「③保管せず机の上等に放置している」と回答した受託機関の対応予定時期

	回答数	①令和6年度末までに 対応予定	②令和7年中には対応 予定	③未定	④その他
農業委員会	253	54 21.3%	56 22.1%	131 51.8%	12 4.7%
J A	3	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%
農業会議	0	-	-	-	-
中央会	0	-	-	-	-
計	256	56 21.9%	57 22.3%	131 51.2%	12 4.7%



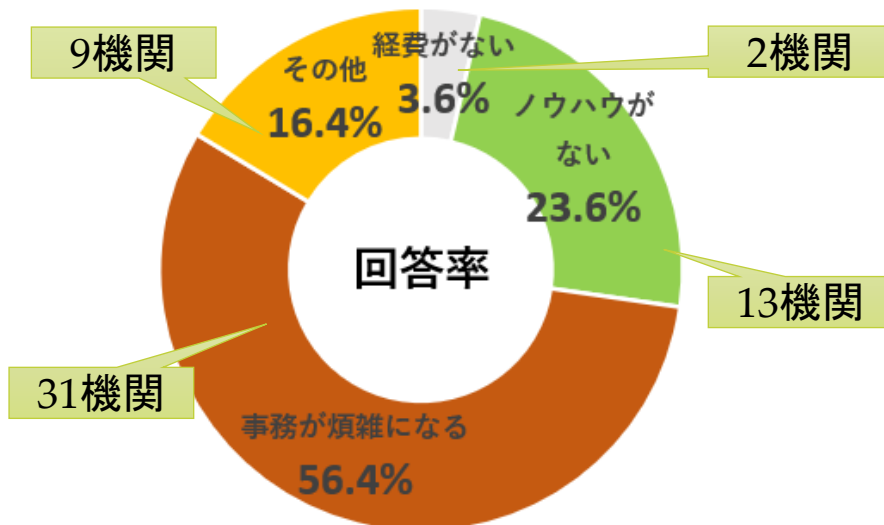
昨年度の同調査において、「③未定」及び「④その他」と回答した受託機関に対し、県段階の受託機関を通じてフォローアップを実施した結果、今年度の調査においては、③及び④と回答した受託機関数は約半分（③は221機関→131機関、④は24機関→12機関）となりました。

今年度も引き続き指導をお願いするとともに、基金でも考査の機会を活用して指導していくこととしています。

5 受託機関が独自で農業者年金の個人情報を受録した電子ファイルの作成の有無等

- ・2104機関のうち747機関で独自に農業者年金の個人情報を収録した電子ファイルを作成
- ・747機関のうち多くの受託機関でセキュリティ対策を講じていることが確認されたが、55機関では、「セキュリティ対策を講じていない」と回答があった。

6 「②セキュリティ対策を講じていない」と回答した理由



組織レベルでは、ファイアウォールの設定やウイルス対策ソフトの利用等、何らかの対策が取られているものと推察されますが、担当者レベルでもセキュリティに対する意識を高く持つことが重要です。

担当者が簡単にできるセキュリティ対策として、作成したファイルにパスワードを設定することも有効です。

ExcelやWordファイルでは、ツールバーの「ファイル」⇒「情報」⇒「ブック(文書)の保護」⇒「パスワードを使用して暗号化」することで、パスワード設定が可能です。

※業務受託機関担当者専用コーナーの「各部署からの情報: 業務部」の「お知らせ」にパスワード設定方法を掲載していますので、ぜひご活用ください。

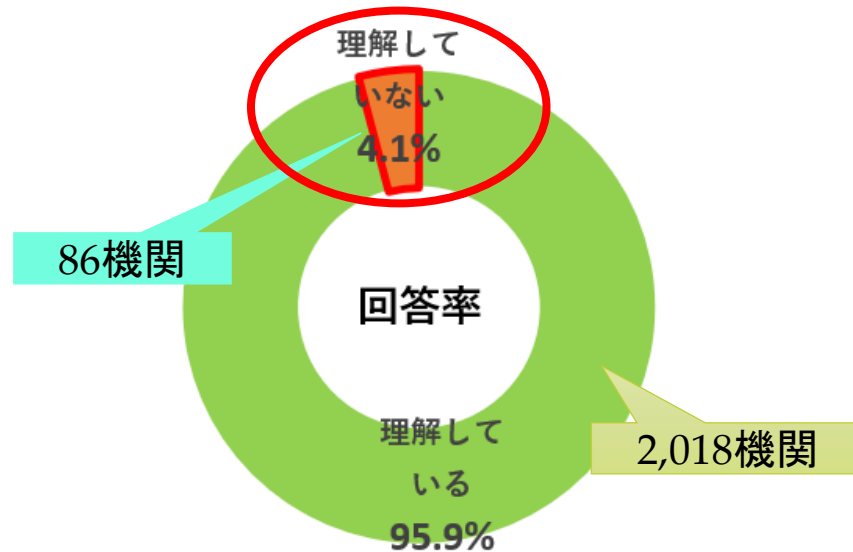
Ⅲ 個人情報の漏えい等の事案又は漏えい等が疑われる事案について

個人情報情報の漏えい等の事案又は漏えい等が疑われる事案の発生

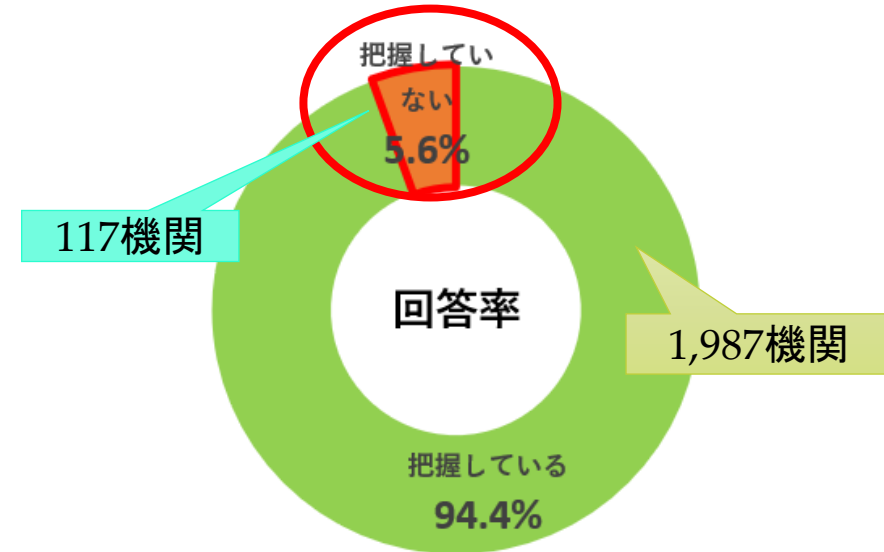
1 自組織の報告ルール等の理解の有無

2 基金への報告ルール等の把握の有無

全体 回答数 : 2,104



全体 回答数 : 2,104



個人情報情報の漏えい等の事案等が発生した際にも着実に対応できるよう、日頃から、自組織の報告ルール等や基金への報告ルール等を確認し、理解・把握することが重要です。

(参考) 加入者等の個人情報の漏えい等の事案 又は漏えい等が疑われる事案が発生した際の報告手順

農業者年金業務に係る個人情報の漏えい滅失又は毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態を確認した場合

(例)

個人情報の漏えい等の事案又は漏えい等が疑われる事案

- ① 紛失・誤廃棄等による漏えい
・書類及びUSB等の紛失・誤廃棄・盗難
・誤送信、誤送付
- ② コンピュータウイルスへの感染による漏えい
- ③ 外部委託した業者による漏えい 等

盗難・紛失・誤送信
・ウイルス感染等



①

状況等を速やかに電話で報告してください。
その後、状況等を「第一報報告書」に取りまとめ、送付してください。

※詳細が明らかになることを待つことなく、未確定な情報を含んだ状態で構わないので、速やかに報告してください。

②

基金では、受託機関からの報告を受け、聞き取りを行うとともに、情報漏えいによる被害の拡大、二次被害の防止のために必要な応急処置対応について指示をします。

③

漏えいの原因等を調査するとともに、抑制措置・復旧の対応を行ってください。また、再発防止策等についても検討し、これらを取りまとめ、「結果報告書」を送付してください。



受託機関



基金
情報管理課

独立行政法人農業者年金基金 業務部情報管理課
TEL: 03-5919-0338(直通)
FAX: 03-3355-0851
Eメール: system-mail@nounen.go.jp

個人情報の適切な管理のために

加入者等の個人情報の漏えい等の事案又は漏えい等が疑われる事案が発生した場合には、個人の権利や利益が侵害される恐れがあるとともに、農業者年金制度のみならず、個人情報の漏えい等の事案又は漏えい等が疑われる事案を起こした組織の信頼と信用が損なわれます。

このため、受託機関においては、各機関で定めている「個人情報保護管理規程」、「情報セキュリティ対策規程」のほか、「農業者年金業務委託契約書」及び「農業者年金事業事務取扱要領」に従い、個人情報の適切な取扱いおよび管理、情報セキュリティを確保するための対策をお願いします。

また、次の事項については、適切な個人情報の取扱いのため、担当者が日々留意し、対応いただくようお願いします。

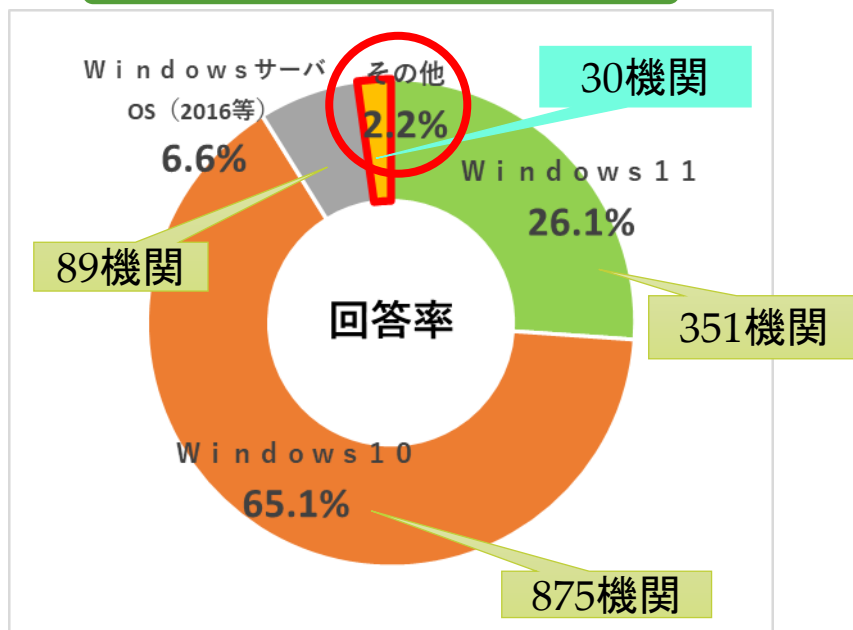
- ① 加入者等の情報が記載された書類・電子ファイル等の誤送信、誤廃棄等の防止
- ② 加入者等の情報が記載された書類の放置の禁止(施錠可能な書庫等での保管)
- ③ 不要となった加入者等の情報が記載された書類・電磁的記録媒体の適切な廃棄(復元不可能な状態にした上で廃棄)
- ④ 農業者年金記録管理システムのID・パスワードの適切な管理(ID・パスワードを共有しない、人目に触れるところに掲示しない) 等

令和6年11月5日付け6独農年業情14号にて、農業者年金業務受託機関において、農業者年金加入者等の個人情報の漏えい等の事案が発生した場合の報告方法について改正を行いました。事務所移転に伴い、連絡先を変更しておりますので、報告の際はご注意ください。

IV 農業者年金記録管理システムの利用受託機関における情報 セキュリティ対策等について

1 システムで利用しているパソコンのOS（Windows）のバージョン

全体 回答数：1,345



農業者年金記録管理システムを利用するパソコンのOSは、Windows10、Windows11をお願いします。

「④その他」と回答した受託機関は、サポート切れのOSを利用している可能性があります。

サポート期間等の情報には十分注意し、Microsoft社のサポート期間内のOSを利用してください。

OSのサポート期間が終了しても直ちにパソコンが使えなくなるわけではありませんが、例えば脆弱性が発見されてもセキュリティパッチの対応を受けられない等の理由から、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウイルスの感染等の脅威にさらされることになります。

これらの脅威や攻撃によって、自組織の個人情報が漏えい等をするだけでなく、知らず知らずの間にサイバー攻撃の「踏み台（足掛かり）」となり、他組織にまで多大な被害を与えてしまう可能性も考えられます。

(参考) 農業者年金記録管理システムの利用環境等

農業者年金記録管理システムを利用するためには、以下の環境が必要となります。

(1) パソコンのOSは、以下のいずれかであること。

- ・ Windows10
- ・ Windows11

※Windows11の場合、信頼済みサイトへの登録（農業者年金記録管理システムのURL）が必要です。

(2) インターネットへの接続環境があること。

- ・ 利用するブラウザは、Microsoft Edgeであること。（LWAN回線では利用できません）
なお、Chromeでも動作する状態となっておりますので、操作できる限りでのご利用は差し支えありません。
（ただし、Chromeでの動作保証はしておりませんのでご承知おきください。）

(3) 農業者年金記録管理システムの利用者認証を行うため、電子証明書をパソコンに設定できること。

※電子証明書の設定方法については、利用マニュアル【初期設定編】をご確認ください。

<https://www2.nounen.go.jp/toiawase.html>

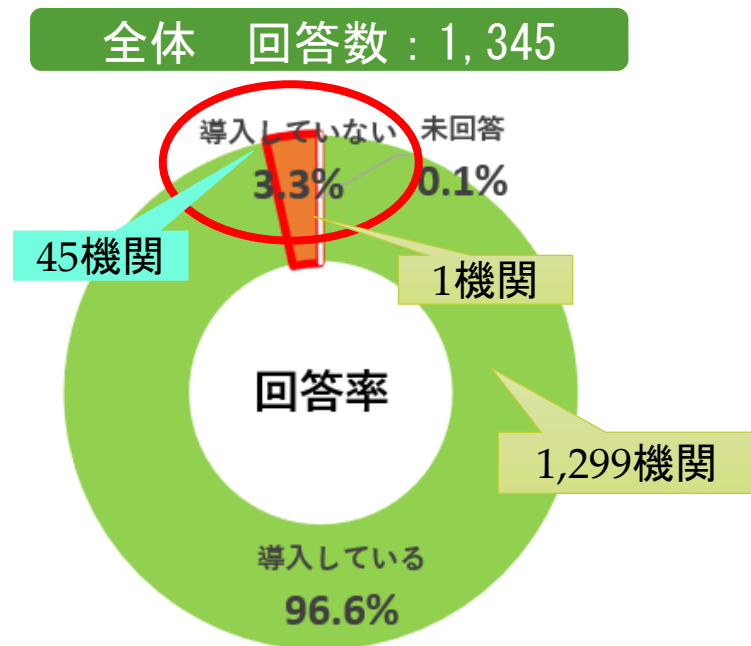
(4) Adobe社のAcrobat Readerがインストールされていること。

※最新版は農業者年金記録管理システムのトップページにリンクがありますので、こちらからダウンロードをお願いします。

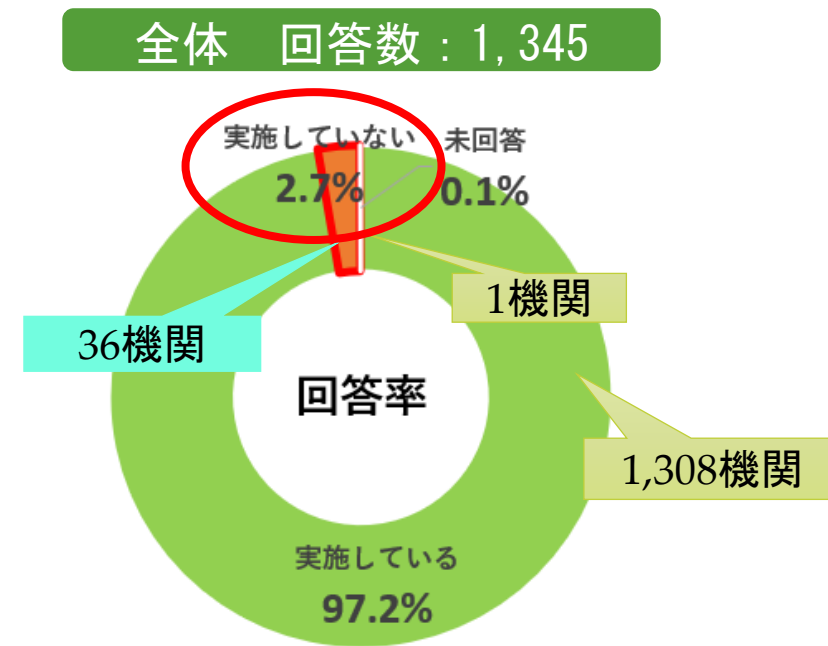
これら以外に特別なハードウェア及びソフトウェアは必要としません。

なお、上記(1)～(4)の環境が備わっていても、ファイアウォールによるインターネットへの接続を制限している等、業務受託機関固有のネットワーク設定やパソコンのセキュリティ設定等の状況によっては、農業者年金記録管理システムに接続できない場合があります。これらについてご不明な点は、自組織のシステム・ネットワーク担当者にご確認いただくか、農業者年金基金情報管理課までご相談ください。

2 ウイルス対策ソフト導入の有無



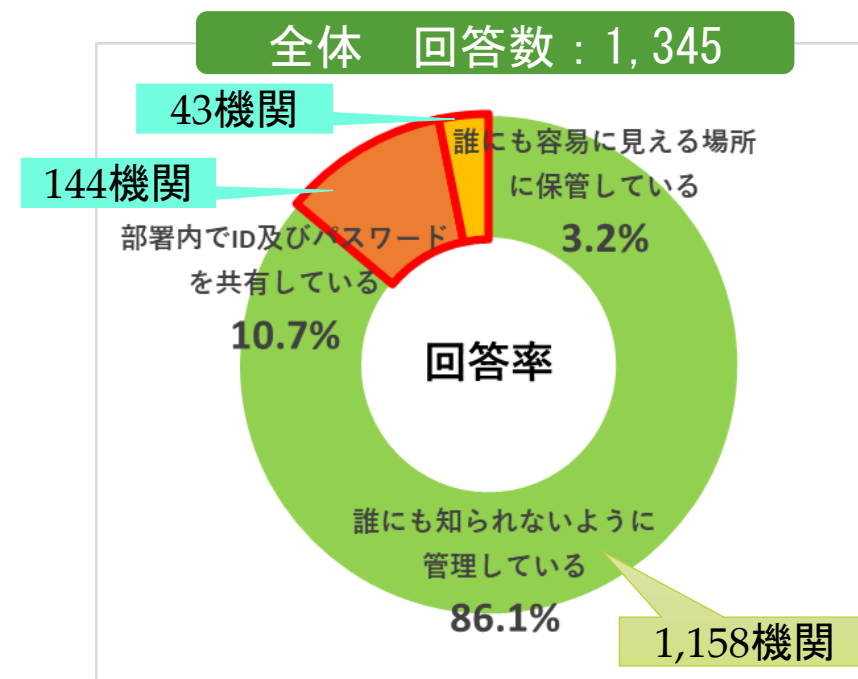
3 ファイアウォールの設置等



利用規約において、「農業者年金記録管理システムを利用する端末には、ウイルス対策ソフト等のセキュリティ対策を講じるとともに、ウィニー等のファイル交換ソフトはインストールしないものとします。」としています。担当者ではセキュリティ対策が講じられているかがわからない場合には、自組織のセキュリティ担当部門等に確認し、必要に応じてウイルス対策ソフトウェアの導入等の対策を必ず講じてください。

4 システム利用者のユーザID及びパスワードの管理

	回答数	① 誰にも知られないように管理している	② 部署内でID及びパスワードを共有している	③ 誰でも容易に見える場所に保管している
農業委員会	884	723 81.8%	123 13.9%	38 4.3%
J A	400	374 93.5%	21 5.3%	5 1.3%
農業会議	41	41 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
中央会	20	20 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
計	1,345	1,158 86.1%	144 10.7%	43 3.2%



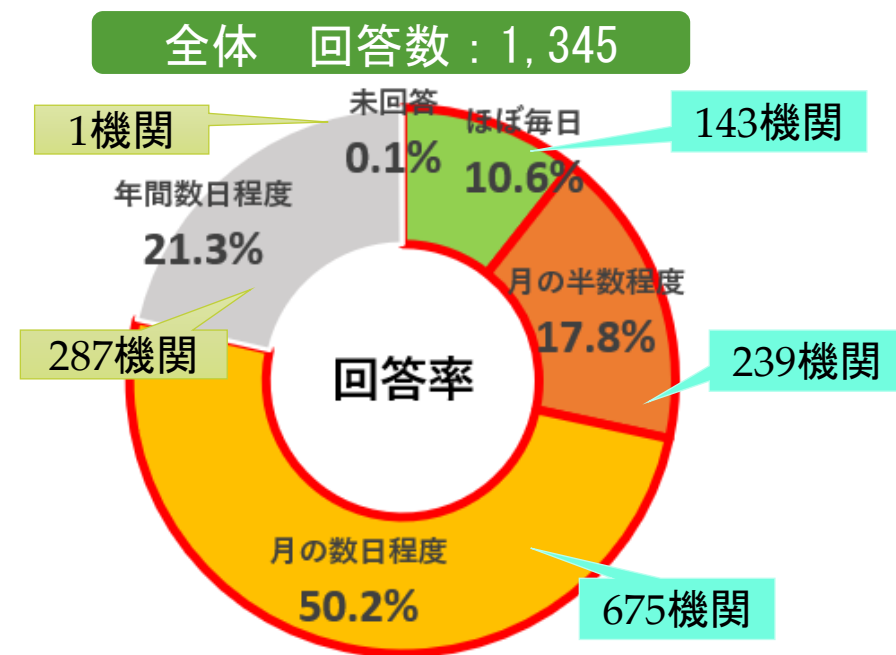
利用規約において、「ユーザID、パスワード、電子証明書及び秘密鍵については、利用者ごとに付与されるものであり、付与された利用者以外には開示しないものとします。」としています。

担当者以外が知ることができる状況である場合、不正に端末を操作して個人情報盗み見たり、情報を窃取されるリスクがあります。

ユーザID及びパスワードを各自が適切に管理するよう、直ちに対応を改めてください。

5 システムの利用頻度

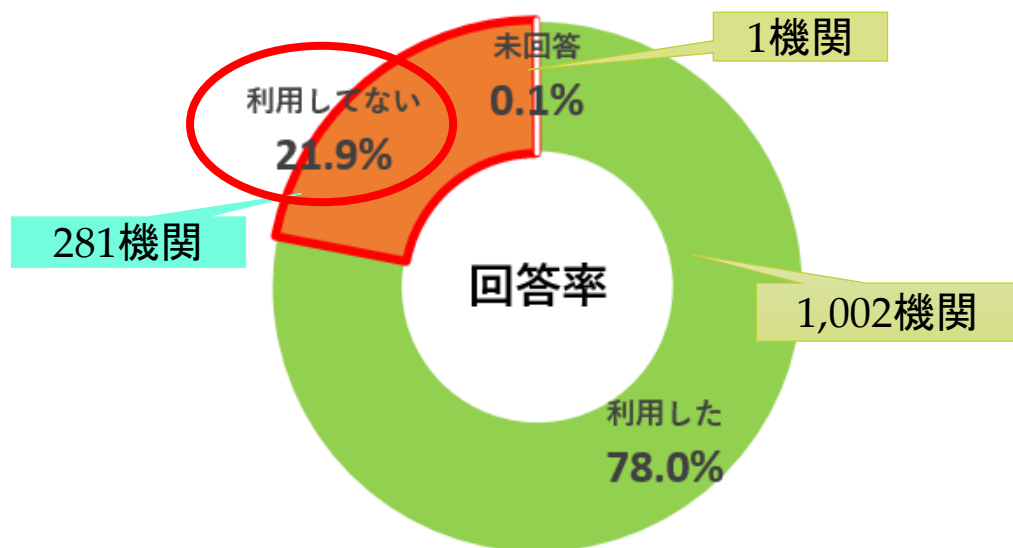
	回答数	①ほぼ毎日	②月の半数程度	③月の数日程度	④年間数日程度	⑤未回答
農業委員会	884	112 12.7%	147 16.6%	405 45.8%	219 24.8%	1 0.1%
J A	400	26 6.5%	80 20.0%	244 61.0%	50 12.5%	0 0.0%
農業会議	41	4 9.8%	10 24.4%	21 51.2%	6 14.6%	0 0.0%
中央会	20	1 5.0%	2 10.0%	5 25.0%	12 60.0%	0 0.0%
計	1,345	143 10.6%	239 17.8%	675 50.2%	287 21.3%	1 0.1%



「①ほぼ毎日利用している」、「②1月の半数程度は利用している」及び「③平均すると1月の数日程度は利用している」の回答率の合計が約80%となり、一定以上の頻度でシステムを利用している受託機関がほとんどでした。
引き続き、システムを積極的に利用してください。

6 システムで「届出書作成」機能 又は「受付・進達」機能の利用の有無

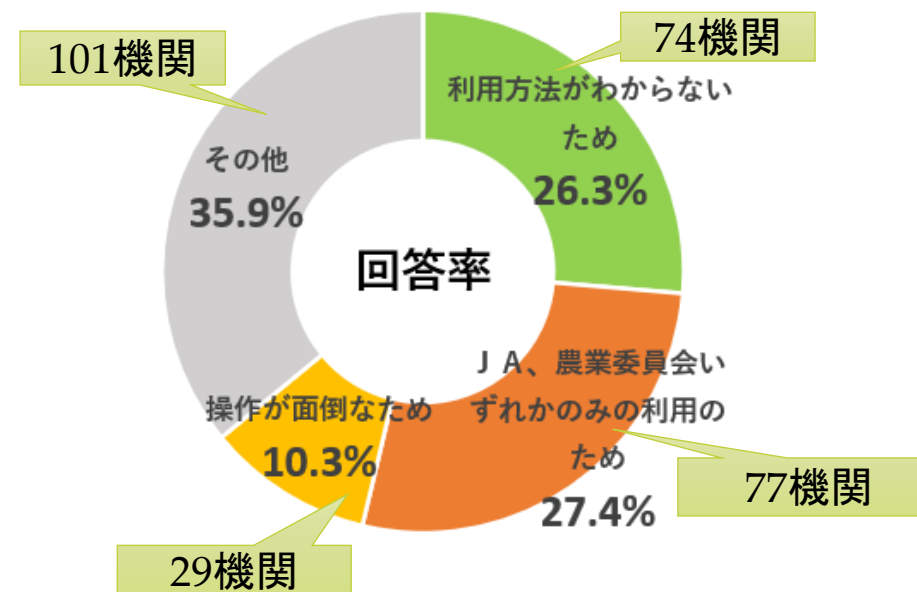
全体 回答数：1,284



令和7年度農業者年金記録管理システム利用促進取組方針のとおり、システム利用可能な全ての受託機関がシステムで届出書の作成することを目指としています。事務処理の効率化が期待できますので、システムでの届出書作成をお願いします。

7 6で「②利用していない」を選択した理由

全体 回答数：281



「利用方法がわからない」受託機関は、都道府県段階の受託機関が主催する「農業者年金記録管理システム研修会」への参加や「利用マニュアル」の活用をお願いします。

【利用マニュアル】

<https://www2.nounen.go.jp/toiawase.html>

(参考) 届出書の作成機能

【メインメニュー画面】

加入者・受給権者情報照会
届出書作成
受付・進達
年金額試算
処理状況照会
統計情報照会
管理責任者メニュー

加入者・受給権者の情報を照会したい場合
本日の閲覧履歴を確認したい場合

届出書作成
受付・進達
年金額試算
処理状況照会
統計情報照会
管理責任者メニュー

【加入者・受給権者情報一覧画面】

加入者・受給権者情報一覧

検索条件
氏名(姓/名) 生年月日 性別 年齢 検索
検索結果
氏名 生年月日 性別 年齢 加入日 退会日 備考
氏名 生年月日 性別 年齢 加入日 退会日 備考
氏名 生年月日 性別 年齢 加入日 退会日 備考

クリア 検索

- 「加入者・受給権者情報照会」から届出書を作成する場合
- 「届出事由」又は「様式番号」から届出書を作成する場合

【届出書作成画面（事由選択）】

届出書作成

届出書を作成したい事由を選んでください。

【届出書作成画面（様式選択）】

届出書作成

様式を選んでください。

選択

受給権者(新) 受給権者(旧) 受給権者(新) 受給権者(旧)

年金額
合計額 老齢 特例付加 支給停止額 小額表示 満額表示
月額支払額
合計額 老齢 特例付加 補償表示 老齢 特例付加
自己拠出 個人拠出 予定付利率 再指定年月日 再指定事由 再指定月額
国庫補助 国庫補助 国庫補助 国庫補助 国庫補助 国庫補助

老齢
指定請求年月日 指定請求年月日 中止 表示
受給請求年月日 受給請求年月日 受給請求年月日 受給請求年月日
年金請求年月日 年金請求年月日 年金請求年月日 年金請求年月日
指定請求年月日 指定請求年月日 指定請求年月日 指定請求年月日

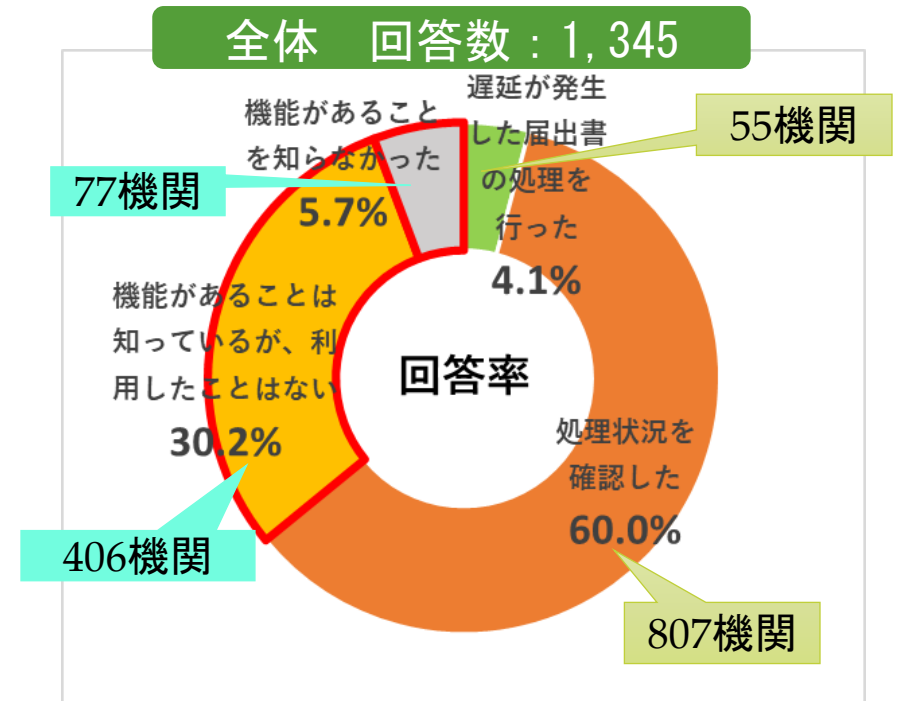
受給権者支払機
関(詳細)

メニュー 一覧 メモ 届出書作成 処理状況 額試算(新) 額試算(旧) 印

「加入者・受給権者情報照会」画面から届出書作成等のボタンを押すことで、当該加入者の情報を反映した上で、直接他機能を利用できます。
システムを利用した届出書等の作成や、処理状況の確認による事務処理遅延発生の防止のために利用してください。

8 処理状況照会のうち、「『最終更新日から30日以上更新されていない届出書』の確認機能」の活用・処理状況等

	回答数	①遅延が発生した届出書の処理を行った	②処理状況を確認した	③機能があることは知っているが利用したことはない	④機能を知らなかった
農業委員会	884	33 3.7%	515 58.3%	279 31.6%	57 6.4%
J A	400	21 5.3%	257 64.3%	103 25.8%	19 4.8%
農業会議	41	1 2.4%	24 58.5%	16 39.0%	0 0.0%
中央会	20	0 0.0%	11 55.0%	8 40.0%	1 5.0%
計	1,345	55 4.1%	807 60.0%	406 30.2%	77 5.7%



「処理状況照会」機能を活用することで、「最終更新日から30日以上更新されていない届出書」を一覧で確認できます。この機能を活用して、事務処理遅延発生防止に努めてください。

(参考) 「最終更新日から30日以上更新されていない届出書一覧」の確認方法

処理状況照会

届出の処理状況を確認したい場合

死亡関係の返戻状況を確認

「届出の処理状況を確認したい場合」を押す

統計

① トップページ ⇒ 「処理状況照会」 ⇒ 「届出の処理状況を確認したい場合」 をクリック。

～ -- 年 -- 月 -- 日
-- 年 -- 月 -- 日

国年記録不突合

☐ 国年記録不突合者のみ

遅延届出書

☒ 遅延が発生している届出書のみ

① 30日以上更新されていない届出書検索する場合
チェックボックスにチェックを入れる

クリア

検索

② 「検索」を押す

② 「処理状況一覧」 ⇒ 「遅延届出書」の
「遅延が発生している届出書のみ」に☑を入れる
⇒ 「検索」をクリック。

検索条件▼

取得件数：147件

1 / 1頁

頁移動

《先頭頁

<前

頁

次

頁>

最終頁》

	様式番号▲	氏名	被保険者証記号番号▲	生年月日	処理状況	更新日
☐	(旧)様式第2号	農年 太郎	11111-1111111111	S58.10.08	JA受付	H31.04.13
☐	(旧)様式第50号の2	農年 次郎	22222-2222222222	S29.01.01	JA受付	H31.03.15
☐	(旧)様式第50号の2	農年 三郎	33333-3333333333	S24.07.19	農委⇒JA(返戻)	H26.03.27
☐	(旧)様式第50号の2	農年 四郎	44444-4444444444	S26.09.30	基金⇒JA(返戻)	H28.04.27

30日以上更新されていない届出書のみが検索される。
30日間更新されていない届出書は赤文字
60日間更新されていない届出書は背景がオレンジ

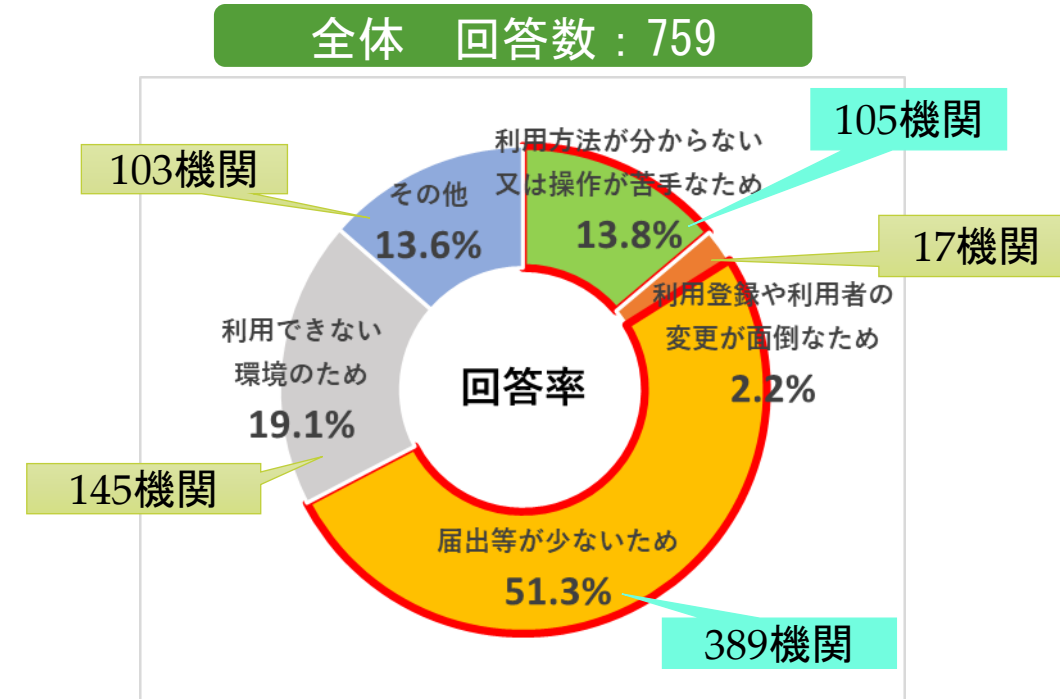
M55C2770W：最終更新日から30日を経過している届出書があります。

③ 30日以上更新されていない届出書：赤文字で表示
60日以上更新されていない届出書：赤文字＋オレンジの背景で表示

V 過去1年間に記録管理システムを利用しなかった受託機関の 今後の意向等について

1 過去1年間（R6.1.1～R6.12.31）にシステムを利用しなかった理由

	回答数	①利用方法が分からない又は操作が苦手	②利用が面倒なため	③届出が少ないため	④利用できない環境のため	⑤その他
農業委員会	649	81 12.5%	15 2.3%	339 52.2%	138 21.3%	76 11.7%
J A	88	22 25.0%	2 2.3%	44 50.0%	5 5.7%	15 17.0%
農業会議	2	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%
中央会	20	2 10.0%	0 0.0%	5 25.0%	1 5.0%	12 60.0%
計	759	105 13.8%	17 2.2%	389 51.3%	145 19.1%	103 13.6%



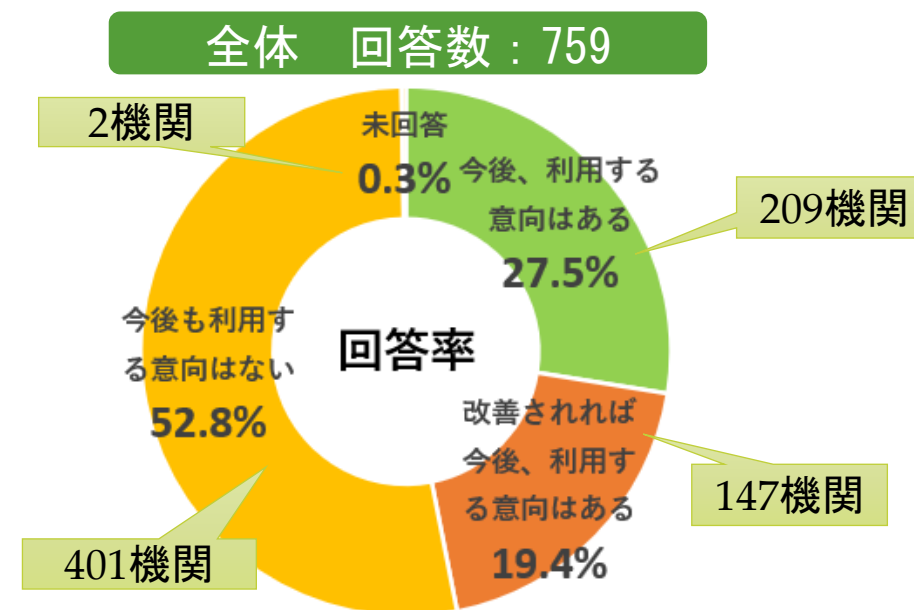
51.3%の受託機関が「③届出等が少ないため」と回答していますが、システムを利用した方が、届出書等の作成を効率的に行うことができますし、処理状況の確認による事務処理遅延発生の防止効果も期待できます。

初めて利用する方でも簡単に操作できるシステムですので、安心して利用いただけます。

また、利用・操作に係る不明点がありましたら、情報管理課にて案内をいたしますので、お気軽にご相談ください。

2 今後のシステムの利用意向

	回答数	①利用意向あり	②環境が整えば 利用を検討	③利用意向なし	未回答
農業委員会	649	170 26.2%	136 21.0%	341 52.5%	2 0.3%
J A	88	29 33.0%	10 11.4%	49 55.7%	0 0.0%
農業会議	2	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
中央会	20	9 45.0%	0 0.0%	11 55.0%	0 0.0%
計	759	209 27.5%	147 19.4%	401 52.8%	2 0.3%



基金では、利用可能な全ての受託機関がシステムを利用することを目指し、都道府県段階受託機関が主催するシステム研修会等へ情報管理課職員を講師として派遣しています。

令和6年度は、令和5年度末に比べ、システムで届出書を作成した割合が農業委員会は約2%、JAは約3.5%増加しました。引き続きシステム研修会等の場を利用し、利用促進に取り組んで参ります。

(参考) 農業者年金記録管理システムを利用するメリット

- 1 最新の加入記録・受給記録を確認できるので、窓口対応や加入者からの照会対応等がスムーズになります。
- 2 届出書作成機能が充実しているので、スムーズに届出書等が作成できます。さらに、届出書等の様式の入力は、必要項目をガイダンスに従って入力すれば、入力作業の負担及び入力ミスの発生リスクの軽減が図れます。
- 3 被保険者資格、保険料、裁定請求等の届出書等を届出書作成機能を利用して作成・提出することで、受託機関においても処理状況の確認ができるので、事務処理遅延発生の防止に役立ちます。
- 4 届出書作成機能の利用により、届出書等の受付処理簿が不要になり、帳簿等の作成・管理が簡素化されます。
- 5 従来、帳簿で管理していた被保険者や受給権者一覧データを抽出できます。さらに、年金裁定前の待期者や、旧制度死亡一時金のみ受給可能な者の抽出もでき、裁定請求手続の勧奨に利用できます。
- 6 受給権者情報の画面で、その受給者が提出しなければならない現況届の年金種別(提出した場合は、その提出処理年月日)を確認できます。さらに、加入者・受給権者情報一覧の検索画面で、現況届の提出状況を確認できます。
- 7 被保険者の年間保険料納付額等を照会したい場合、受託機関でも確認できます。また、現況届では、受給権者が紛失した際に、農業委員会で再発行できます。

(参考) システムの利用申請書等について

